

千葉市介護保険料徴収員の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の介護保険料（以下「保険料」という。）の適正な収納を図るため、法令に定めるもののほか、千葉市介護保険料徴収員の設置及び当該職員の職務等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市に、千葉市介護保険料徴収員（以下「徴収員」という。）を置く。

(身分)

第3条 徴収員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

2 徴収員は、中央、花見川、稲毛、若葉、緑及び美浜保健福祉センター高齢障害支援課に所属するものとする。

3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第1項に規定するその他の会計職員とし、千葉市予算会計規則（平成4年千葉市規則第97号）第105条の規定に基づく区現金取扱員とする。

(職務)

第4条 徴収員は、次に掲げる業務に従事する。

(1) 督促状に指定する納付期限を過ぎた保険料及び保険料に係る延滞金の徴収に関すること。

(2) 保険料の納付指導に関すること。

(3) 被保険者の居住の状況、被保険者資格の確認その他の調査に関すること。

(4) 保険料の口座振替の勧奨に関すること。

(5) 前各号に付随する業務で、所属する保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室の長（以下「所属長」という。）が命じたものに関すること。

2 前項各号に規定する業務について、徴収員は所属する保健福祉センターの属する区の区長が所管する業務に従事する。

(採用)

第5条 市長は、次に掲げる要件を満たす者のうちから、所属長の選考に基づき、徴収員を採用する。

(1) 原動機付自転車免許を取得し運転できる者

2 徴収員の選考は、履歴書の提出を求めて、面接により行うものとする。

3 所属長は、採用に際し、当該採用しようとする者から次に掲げる書類を提出させるものとする。

(1) 原動機付自転車免許証の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

4 第1項及び前項の規定は、再度任用の場合について準用する。

(服務)

第6条 徴収員の服務については、千葉市職員服務規程による。

(欠格条項)

第7条 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する者をいう。以下同じ。）又は自己若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員を利用するなどしている者は、徴収員となり、又は選考を受けることができない。

(失職)

第8条 徴収員は、前条に該当するに至ったときは、その職を失う。

(徴収職員証の携帯)

第9条 徴収員は、職務に従事するときは、常に徴収職員証（千葉市介護保険規則（平成12年千葉市規則第74号）様式第58号に規定する徴収職員証をいう。）を携帯し、関係者の求めに応じ、これを呈示しなければならない。

2 徴収員は、退職し、又は解雇されたときは、前項の徴収職員証を所属長に返還しなければならない。

(保険料等の徴収方法等)

第10条 保険料及び延滞金は、現金でこれを徴収しなければならない。

2 徴収員は、保険料及び延滞金を徴収したときは、当該保険料及び延滞金を所管する区の区現金出納員に引き継ぎ、又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込むまでの間、安全かつ確実な方法により、これを保管しなければならない。

(勤務日及び勤務時間等)

第11条 徴収員の勤務を要する日（以下「勤務日」という。）は、1週間につ

いて5日以内とする。

- 2 徴収員の勤務時間は、1週間について35時間以内とし、1日について7時間を超えない範囲内で、所属長が割り振るものとする。

(業務の報告)

第12条 徴収員は、当日の業務を終えたときは、速やかに所属長に報告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、業務の当日において報告することができないときは、翌日（ただし、その日が千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）第1条第1項に規定する市の休日（以下、この項において「市の休日」という。）に当たるときは、その直後の市の休日でない日）に報告をしなければならない。

(用具等の貸与)

第13条 徴収員に対し、職務の遂行に必要な鞆その他の必要な用具を貸与する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、徴収員の職務等に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 千葉市介護保険料徴収嘱託員の設置及び身分等の取扱い等に関する要綱は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。